

## 「源流の森」指定管理者募集に係る質問と回答

質問 1	<p>AEDについて（別添 1-2 山形県 源流の森管理業務使用一覧）</p> <p>管理業務の内容（1）施設管理のその他において、AED 点検管理と示されていますが、AED 本体は貸与物品に含まれておりません。AED 本体の設置については、どのように考えるべきかご教示願います。</p>
回答	<p>AED 本体は、指定管理者が設置することとなります。</p>
質問 2	<p>冒険の森について（別添 1-3 植物管理の数量基準）</p> <p>林地管理の刈払いの項目に、冒険の森 5,262m<sup>2</sup> の 50%として 2,631m<sup>2</sup> が数量となっていますが、これまで利用者の利便性や安全確保のため、全面刈払いを実施しています。また、沿線の道路から施設が見えることで利用拡大にもつながっていると考えています。当地については 50%でなく、全面刈払いが妥当と考えますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
回答	<p>冒険の森の刈払い数量については、工作物の設置状況等を踏まえ、必要最低限の基準として全面積の 50%としたところですが、刈払いを行う林地全体で 50%を目処とし、生育状況等を踏まえ実施箇所を選定ください。</p>
質問 3	<p>置賜の森について（別添 1-3 植物管理の数量基準）</p> <p>林地管理の刈払いの項目に、置賜の森の造成地 30,000m<sup>2</sup> の 50%として 15,000m<sup>2</sup> が数量となっていますが、当造成地内の林分の状況に応じて適宜判断して行うこととしてよろしいか、ご教示願います。</p>
回答	<p>林分の生育状況等を踏まえ適宜判断ください。</p>
質問 4	<p>共育の森、銘木の森について（別添 1-3 植物管理の数量基準）</p> <p>林地管理の中で、雪害木除去等の項目において、大径木を伐採する場合、機械装備のある専門業者でなければ伐採・搬出はできないと考えますが、その場合、別途協議して対応することによろしいでしょうか。</p>
回答	<p>対象木の状況や伐採に要する経費等を踏まえ、個別に判断を行います。</p>
質問 5	<p>水源の森について（別添 1-3 植物管理の数量基準）</p> <p>林地管理のトレイル管理の項目において、必要に応じて管理する箇所の中に「小坂区の水源地の森」が含まれていますが、当地については飯豊町が森林所有者と使用契約を結んでおり、同町の管理区域になっているものと認識しております。町との調整については、県の方で行っていただけるのかどうか、ご教示願います。</p>
回答	<p>必要に応じて県で対応します。</p>